

議案第86号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

資料1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正概要

1 条例改正の趣旨

成年被後見人等の人権尊重と、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の防止を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、地方公務員法等の欠格条項から成年被後見人と被保佐人が削除されることに伴い、関係する条例について所要の整備を行う。

2 地方公務員法及び児童福祉法の改正内容

地方公務員法（以下「地公法」という。）においては、職員の欠格条項の1つとして、成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を規定した第16条第1号が今回の法律の施行で削除され、第2号から第5号がそれぞれ1号ずつ繰り上がる。

児童福祉法においては、養育里親及び養子縁組里親となることができない者を規定した第34条の20第1項のうち、成年被後見人等を規定した第1号が削除され、第2号から第4号がそれぞれ1号ずつ繰り上がる。

3 条例改正内容

（1）職員の分限の手続及び効果に関する条例（令和元年12月14日施行）

地公法第28条において、地公法第16条各号（第3号を除く）に職員が該当する場合は失職するとなっているが、その例外として、地公法第16条第2号（禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの者）に該当する者のうち、執行猶予が付された禁固刑で、罪が過失であり情状を考慮する必要がある場合を条例で定めており、参照先の法律を地公法第16条第1号とする。

（2）宝塚市特別職の職員の給与に関する条例及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（令和元年12月14日施行）

期末勤勉手当（特別職は期末手当のみ）の支給について、欠格条項に該当し失職した場合は支給できないとしているが、支給基準日（6月1日又は12月1日）前1月以内に地公法第16条第1号に該当して失職した場合は支給できるとしているところ、同号の削除に伴い、条例の該当部分を削除する。

また、一般職の職員については、支給基準日から支給日までの間に同号の規定により失職した場合は支給できるとしているところ、同号の削除に伴い、条例の該当部分を削除する。

（3）宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（公布日から施行）

保育士等になることができる者として、条例第23条第2項第2号及び第39条第2項第2号で、児童福祉法第34条の20第1項第4号（児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者）に該当しない者と規定しているところ、同法第34条の20第1項第1号が削除され、号ずれが生じるため、参照先を同法第34条の20第1項第3号とする。

（4）宝塚市消防団条例（令和元年12月14日施行）

地公法の改正を踏まえ、第5条の欠格条項について、成年被後見人又は被保佐人を規定する第1号を削除し、第2号から第4号をそれぞれ1号ずつ繰り上げ、文言の所要の改正を行う。